

何回でも  
相談無料

令和4年  
10月3日オープン

# みなと インボイス相談ブース のご案内

## インボイス制度に関するご質問、ご相談に対応

令和5年10月からの適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)の開始に伴い、これまで消費税の納税義務が免除されていた事業者は、仕入税額控除の適用を受ける際に必要なインボイスを発行できる事業者への登録について、早急に検討する必要があります。事業者が制度の内容を正しく理解した上で必要な対応をとることができるよう、「みなとインボイス相談ブース」を設置します。ぜひご活用ください。

ご注意  
ください!

インボイス制度は令和5年10月から開始されますが、**制度開始時点でインボイス発行事業者となるための登録申請は令和5年3月31日まで**となっています。申請が締め切られる前に制度の内容を正しく理解し、インボイス発行事業者となるかどうかの判断を早急に行う必要があります。



### 相談内容の例

インボイス制度の概要  
について

インボイス発行事業者  
となるための申請方法  
について

など



### 制度開始に向けたスケジュール

令和3年(2021年)  
10月1日

インボイス  
発行事業者  
登録申請開始

令和5年(2023年)  
3月31日

制度開始までに  
登録を受ける場合の  
インボイス発行事業者  
登録申請期限

令和5年(2023年)  
10月1日

インボイス制度  
開始



利用  
対象者

## 個人事業の方

区内に住所があること、又は事業所があること。区民は、事業所が都内であればご利用可能です

## 法人事業の方

区内に本店の法人登記又は区内に事業所があること

**区内で主たる事業所**(法人は区内に本店登記)において創業しようとする方

費用

**無料**(何回でも相談可能)

開設  
期間

**令和4年10月から令和5年3月**

相談日・  
相談時間

**毎週月曜日・金曜日**

午前9:00～午後4:00(正午～午後1:00除く)

※相談時間は45分間(45分で相談が終わらない場合は再度予約の上、ご相談ください)

※年末年始、祝日は除く

※令和5年2月中旬から3月末までは隔週で実施

場所・  
アクセス

**港区芝5-36-4  
札の辻スクエア8階**

### アクセス

JR田町駅

三田口(西口)から徒歩4分、

都営三田線三田駅

A3出口から徒歩4分

またはA4出口から徒歩3分



### 相談の流れ

相談希望日前日  
までに下記問合せ  
先に電話予約

希望の日時、相談  
内容を伝える

相談時間の15分  
前に札の辻スクエ  
ア8階にお越し  
ください

相談カード  
(事業者名、氏名、同  
意・誓約事項等、必要  
事項を記載)の記入

相談  
実施

問合せ

港区 産業・地域振興支援部 産業振興課 経営支援係  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目36番4号 札の辻スクエア8階

☎ 03-6435-4620